

大分大学教育学部再入学取扱細則

平成28年4月1日制定

平成28年教育学部細則1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学再入学規程（平成24年規程第19号。以下「再入学規程」という。）に定めるもののほか、大分大学教育学部（以下「本学部」という。）における再入学の取扱いに関し必要な事項を定める。

(出願可能期間)

第2条 再入学は、退学又は除籍後から起算し5年以内に限り志願できる。

(再入学出願手続)

第3条 再入学を志願する者は、再入学規程第3条第1項に規定する再入学の願い出に係る所定の様式のほか、本学部が必要と認めた書類を提出しなければならない。

(再入学の審査)

第4条 再入学の審査は、教育学部審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出書類及び面接等を総合して行う。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 教務委員長
- (3) 学生生活委員長
- (4) 入試委員長
- (5) その他学部長が必要と認めた者

(再入学の決定)

第5条 再入学の決定は、前条の審査委員会の審査に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

(修業年限及び在学期間)

第6条 再入学を許可された者の修業年限及び在学すべき年数等については、教務委員会が審査し、教授会の議を経て決定する。

(既修得単位の認定)

第7条 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いは、再入学者の所属するコースの審査を経た上で、教務委員会が審査し、教授会の議を経て決定する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。